

## 労働雇用環境と働く人の生活・健康・安全委員会（第7回）議事要旨

日 時：平成22年5月28日（金）10：00～12：00

会 場：福井県国際交流会館 3F 応接室（若狭）

出席者：岸（委員長）、和田（副委員長）、小林（幹事）、矢野（幹事）、相澤、吾郷、井谷、大沢、川上、草柳、小木、清水、波多野、久永、宮下、村田、森岡

欠席者：春日、實成、五十嵐、宮本

### 議題1：前回議事録要旨（案）について

議事録案（資料1）、2. の9行目、日本の→日本、11行目、相対的地位低下→相対化、26行目、WHOの位置づけ→国際機関の活動 と修正した上で承認することとなった。

### 議題2：現状と課題について ー各委員の専門的見地からの報告

井谷徹委員より資料2に基づき、「労働安全衛生条件改善に向けたILOの取り組み」について以下の報告があった。

ILOの活動領域の最も大きなものとして国際基準の設定、技術協力、調査研究、情報収集・提供がある。労働安全衛生関連の重点的な活動としては、開発途上国における労働安全衛生プロファイルの作成と活動プログラムの作成、地域における労働安全衛生体制確立計画の促進、技術協力（開発途上国）の促進、地域・国の特色を生かしたプログラムの遂行、労働安全衛生関連情報普及びそのための技術協力、労働安全衛生情報の翻訳援助などがある。

また労働安全衛生に関する世界戦略のうち、**1）Promotion、Awareness、Advocacy（教育・情宣活動）**としては、研修、学会・セミナーの開催、労働安全衛生世界デー（毎年4月28日に教育・情宣活動のための集会開催）、世界労働安全衛生会議（3年に1回開催）などがある。

**2）ILO インストルメンツ（基準、規約の設定）**は、ILO本部事務局の役割としては最も大きいものの一つであり、こうした労働安全衛生関連国際基準には、枠組み基準（国、企業の活動・政策の基本指針、例：職業上の安全及び健康促進枠組条約（C.187、2006）、特定の職業性健康障害防止に関する基準、特定業種の健康障害防止に関する基準、健康障害別予防策に関する基準、特別な配慮が必要な労働者の健康障害防止基準（例：妊娠・出産、若年労働者、高齢労働者における健康障害防止策など）がある。また、近年のILO労働安全衛生基準の詳細情報は、下記のホームページから検索することができる。

<http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/standards/list.htm>

<http://www.ilo.org/ilolex/english/>

C187（職業上の安全及び健康促進枠組条約）は、各国における労働安全衛生に関する政策、実施体制、活動計画、プロファイルの作成の促進について掲げたもので、C.155（OSH Convention）の4条の精神を労働安全衛生政策として反映させるために国の責務は何かについて定めたものである。C187の実施体制としては、法規の整備、労働監督行政を含む法

規遵守の保証、政労使による助言体制の確立、情報収集体制の整備、OSH サービス・ネットワーク整備、情報・トレーニング・ネットワーク整備、企業レベルにおける労使共同の推進などが重要である。また C187 の活動計画としては、戦略的中期実施計画作成、計画において達成目標と指標の設定、労働安全衛生カルチャーの育成、労働安全衛生遂行能力の継続的改善などがあげられる。C187 条約に示されている基本原則としては、インフォーマルセクターの人々も含めてすべての働く人々を対象とすることなどである（資料2参照）。

3) **技術支援、連携**については、技術支援の多くの部分を regional office が担当し、複数の地域にまたがるようなものは本部が担当している。ここで重視されているのは、個々の職場において自主的に対応する能力やシステムをつくりあげることである。これまで、労働者の健康問題に対する系統的総合的アプローチがあまりなされてこなかった小企業、インフォーマルセクターを対象とした労働安全衛生、労働条件改善活動として WISE (Work Improvement in Small Enterprises) が中心的な考え方となっている。WISE の基本理念は自主性と Low-cost、実効性を重視することなどを特徴としており、主に東欧（キルギスタンなどの旧ソビエト）、アフリカ、中央アメリカなどで展開されている。

4) **知識の開発と情報管理・提供**としては、刊行物、ホームページ、ビデオ・オーディオなどによる情報提供、出版支援を行っている。5) 他機関との協力では、ONE UN という大きな流れがある。このほか CIS（日本では中災防がメンバーとして加入）、国連および他の国際機関（WHO、UNAIDS、UNICEF、ISO など）、学術団体（ICOH、IEA (International Ergonomics Association)、IOHA (International Occupational Hygiene Association) など、EU・各国の OSH 関連研究所、IALI (International Association of Labour Inspection) などとの連携・協力がある。このうち、労働安全衛生領域における ONE UN としては 2007 年より 8 カ国でパイロットプランを実施している。関連する国連機関が地域で一つのプログラムとして連携しよう（One Programme, One Leadership, One Budgetary Framework, One Business, Practice, One Office）という流れになっている。

以上、ILO における労働安全衛生関連活動を要約すると、OSH マネジメントシステムに基づいた企業、国レベルでのシステム構築（計画的活動、評価に基づいた継続的活動、労使が協同した活動）、企業における自律的問題解決能力の増大を目指した活動、従来からの重点課題、情報提供などの活動の継続 などとなる。

以上の報告について、委員より、C187 についてわが国の場合、労働安全衛生のプロファイル（現状とその組織体制とある程度の評価を含めた国としての文書）が確立されているかどうか？との質問があり、井谷委員より、日本には文書化されたものがまだなく、リーディングカントリーのひとつとして早急に独自に作成し、範を示すというような立場にあるのではないかと、学術会議などが役割を果たすべきではないかと、各国のサンプルを紹介することは可能であるとの返答があった。

また委員より、ILO では、マネジメントシステムはすべての事業所で確立されるべきもの

として提起しており、業種別・規模別にテイラードガイドラインを作っていくべきであるとしているが、わが国の場合、ガイドラインの作成、実施体制についてどのように考えたらいいか？との質問があった。井谷委員より、マネジメントシステムはILOが主管する形になっているが、必ずしも普及したものとなっていない。ILOが内容的なチェックや保証をし、ISOのような組織を使って普及する方がよいと思うが、ILO内に強い抵抗もあり、解決すべき点が多いとの返答があった。

委員より、ISOが作っているスタンダードは単体的で、これだけでは実際には動かない。safetyとhealthとenvironmentを組み合わせることによって最適値を導き出すという考え方で具体的に現場にフィードバックできるものを作っていないといけないのではないかと意見が出された。

委員より、ONE UNという活動の中で、技術教育に安全衛生を組み込むことというようなことは話題にあがっているのか？との質問があり、ONE UNについて井谷委員より追加説明があった。これについて、

他の委員より、カンボジア、モンゴル、ベトナムの建設大学の建設マネジメントの講義の中に労働安全衛生という講義を取り入れている経験が紹介された。

委員より、自主対応改善、リスクマネジメントのサイクルは、短期間ではなく1年を単位として回すことも含まれると考えてよいのかとの質問があり、井谷委員より1年単位というのは十分ありうるとの返答があった。

委員より、安全と健康とのかかわり、安全管理と衛生管理は分かれているが、一つにまとめてやるという必要性は認めても実態はなかなかそこまでいっていない。それについてはどう考えるのかとの質問があり、井谷委員より、日本の場合、専門家依存型の活動だったので、安全の専門、衛生の専門という分離が生じたのではないかと、職場の問題をどう解決するのかという主体を明確にして、そこが主導してやっていくというシステムができればかなり解決できるのではないかと、そういう意味ではむしろ中小企業の方がやりやすい面はあるのではないかと返答があった。

岸委員長より、リーマンショック以降、解決が急がれる問題（非正規雇用の問題や貧困の問題など）など、世界的な状況に対してILOが何かアクションを起こしているのかどうかとの質問があり、井谷委員より、事務局レベルで経済危機に対する対処のプロジェクトチーム（タスクフォース）を作って検討しているとの返答があった。

森岡委員より、サミットに合わせてILOからレポートが出ていて、これらがサミットの会議のまとめに反映しているようだと情報が寄せられ、後日、森岡委員にその資料の所在について情報提供をしていただくこととなった。

議題3：学術会議（4月7日）における報告について

岸委員長より資料3にもとづき2010年4月総会時に会員に配布した活動報告書について説明があった。

議題4：「学術の動向」特集号企画案について岸委員長より資料4にもとづき、説明があり、原案に沿って執筆することとなった。原稿の締め切りは平成22年8月20日であることが確認された。

議題5：日本学術会議シンポジウムについて

矢野幹事より、日本公衆衛生学会との共催シンポジウムについて、資料5にもとづき幹事会への提案書の内容について説明があり、承認された。

議題6：今後の審議の進め方について

岸委員長より資料6にもとづき今後の審議の進め方について説明があった。

1. 2009年7月31日（第1回課題別委員会）の問題提起のうち、どこまでいっているのか、足りない点はあるのか、どう収斂させるかのポイントについて説明と提案があった。

1) 過去6回は、国内のことについては相当報告されたが、**海外の動向との比較**についてはさらに追加していただく方がよいのではないかと考えている。これについては、学術の動向の原稿に海外の動向を意識的に加えて執筆いただき、それを提言に落とし込みたいと考えている。

2) **国の制度・環境整備**については一部の先生方から報告いただいたが、国際的な位置づけはまだ十分ではない。海外の動向について意識して加筆をお願いしたい。

3) **国際機関、他国アカデミーの調査**について、条約とCSRについて吾郷先生に、ILOについて井谷委員に報告いただいたが、井谷先生、小木先生にさらに足りない分について補足をお願いしたい。各国の科学アカデミーについてはどのようにすべきか考慮中である。

4) 諸課題の分析でまだ報告が足りない部分として、**今後の産業保健サービスのありかた、それを担う産業医・保健師・そのほかの専門職の制度や教育訓練**が触れられていない。日本の労働安全衛生法制度との関係で今後どのように意見表出していくのかを整理する必要がある。今後の産業医制度、そのほかの専門職の問題について産業医科大学の堀江教授にヒアリングが可能か検討中である。五十嵐委員に産業看護職についてレポートしていただく必要がある。環境の健康リスクについては、宮下委員に「物理環境について日本では欧米に比べて研究が少ない現状」にふれて記述をお願いしたい。作業態様の研究、人間工学的な研究について専門家の状況はどうなのかという点について触れていただく必要がある。大沢委員には、女性労働の視点から海外の動向も入れて報告いただきたい。

5) **今後の学術研究体制**について、学術研究の今後のありかた、研究体制に関する検討を入れる必要がある。研究機関のヒアリングも行う必要があるのではないかと考えている。

また、小木委員が座長をされていた報告書から引用し、まとめることが可能か今後相談したい。

6) 政府・厚生労働省から現在及び今後の施策に関するヒアリングをさせていただけないか考慮中である。本日、厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課長の高崎氏に面談・相談予定である。

7) 国民・関係諸団体とのコミュニケーションによる意見交流のため市民公開シンポジウムなどを開催する件は、今回（日本産業衛生学会との共催）、10月の日本公衆衛生学会との共催、学術会議単独では、平成22年度後半の日本学術会議のシンポジウム開催の募集時に申請することとする。採択されなくても3月までに行政、経済界、労働組合、学会などに呼びかけ、日本学術会議講堂で開催できないかと考えている。

2. 今後の予定、スケジュールについて説明と提案があった。第8回、9回ではこれまで抜けていると思われる部分についての報告をしていただく。第10回（10月）くらいに提言の骨子案を出す。第11回（11月）に骨子案の修正、12月に提言をとりまとめ、幹事会へ提出、その後、提言案の公開と報告を兼ねて市民公開シンポジウム開催という予定としたい。また、「学術の動向」の執筆者以外の委員による報告も入れて、ブックレットのような形で提言と審議の内容をまとめていきたい。

以上の提案に対し、委員より、骨子案の項目案が重要ではないかとの指摘、まとめ方の方向をどのように定めるのか、アクションプランのようなものにするのか、もっと包括的なものにするのか、短期・中期・後期の視点や、提言先として官・民・学を明確にするのかなどの指摘があった。これまでに提言をとりまとめた経験のある委員より、課題別委員会は包括性が期待され、それに見合った査読の体制がとられているとの指摘があった。また、雇用戦略対話にもとづいて6月中旬までのうちには新成長戦略が策定される予定であり、このプロセスに関与して提言することは今回は無理であるが、3年後の選挙に向けた次のマニフェスト、あるいはその選挙の後を見据えた政策の肉付けが短期の目標になるのではないかと指摘があった。委員より、とりまとめにあたっては、これまでの労働環境、健康安全の悪化の流れを変えるということで、何が課題か何ができるかということの提起があってほしいとの要望が出された。また、委員より、提言が実効性をもつような工夫が必要ではないかとの指摘があり、他の委員からは、提言が取り上げられるためにはメディアに関心を持ってもらうことが近道ではないかとの感想が述べられた。これらについては、提言をまとめた後、種々の努力をすることとした。

提言については、委員長、副委員長、幹事で目次案のたたき台を作成した上、それを肉付けする方向で取りまとめていくこととした。